

(V) 農畜産業機械等リース支援事業（新品種・新技術活用型）

第1 趣旨

要綱第2の1の（5）の農畜産業機械等リース支援事業（新品種・新技術活用型）の実施に当たっては、要綱に定めるもののほか、以下に定めるところによる。

第2 事業実施主体

事業実施主体は要綱別表1のⅡ又はⅢの事業実施主体の欄に定める者とする。

第3 事業実施計画

1 リース事業計画の内容

リース事業を実施しようとする要綱別表1のⅡ又はⅢの事業（以下「地区推進事業」という。）の事業実施主体は、要綱第5の1の（1）に基づき、次に掲げる事項を内容とするリース事業の事業実施計画（以下「リース事業計画」という。）を作成するものとする。

- （1）導入する農業機械又は園芸用施設（以下「機械施設」という。）に係る事項
- （2）機械施設を賃貸する農業者等（以下「機械施設利用者」という。）に係る事項
- （3）機械施設の利用計画に係る事項
- （4）機械施設に係るリース料及び当該リース料におけるリース物件価格の見込額並びにリース料助成金の申請額に係る事項
- （5）その他リース事業の実施にあたり必要な事項

2 リース事業計画の重要な変更

要綱第5の1の（3）の生産局長が別に定める重要な変更は、次に掲げるものとする。

- （1）事業の中止又は廃止
- （2）事業実施主体の変更
- （3）機械施設又は機械施設利用者の変更
- （4）事業費又は事業量の3割を超える変更

第4 事業の実施基準

1 機械施設利用者の範囲

機械施設利用者は、プログラムに定める範囲において農業生産活動を行う個人又は団体等（農業者を構成員に含む団体又は法人、民間企業、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、企業組合、特定非営利活動法人、特殊法人、認可法人、独立行政法人及び公社であって定款又は規約を有しているものをいう。）とする。

2 機械施設の範囲

（1）対象機械の範囲

要綱別表1のⅤの事業内容の欄の1の生産局長が別に定める農業機械（以下「対象機械」という。）は、当該機械が有する生産性の向上、農産物の品質の向上等の効果の発現を通じて各地区推進事業ごとに定められた成果目標の達成に寄与するこ

とが認められるものとする。

ただし、次に掲げる農業機械は除く。

ア トラクター、田植機（紙マルチ田植機を除く。）、田植装置を有する栽培管理ビークル及び自脱型コンバイン（収穫物の生体量測定及び品質分析の機能を有するものを除く。）

ただし、要綱別表 1 のⅢの事業を実施する場合であって、農業用機械施設の補助対象範囲の基準について（昭和57年4月5日付け57農蚕第2503号農林水産省構造改善局長、農林水産省農蚕園芸局長、農林水産省畜産局長、農林水産省食品流通局長、林野庁長官通知）の別表第1の農産物種子の対象となっている機械については除く。

イ 施設に付随する定置型の機械

ウ 販売業者により設定されている希望小売価格又はこれが設定されていない場合は一般的な実勢価格が消費税を除いて100万円未満の機械

エ 本事業による導入以前に利用された実績のある機械

オ 機械施設利用者が既に利用しているものと同程度の能力の機械への更新と見なされる機械

（2）対象施設の範囲

要綱別表 1 のⅤの事業内容の欄の2の生産局長が別に定める園芸施設（以下「対象施設」という。）は、次に掲げる周年栽培高温抑制型温室及び高度環境制御栽培施設とし、各地区ごとに定められた成果目標の達成に寄与することが認められるものとする。

既存の温室又は建物に内部装置のみを導入する場合、原則として、既存の温室又は建物は、新たに導入する施設と一体的な利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

ア 周年栽培高温抑制型温室

35m/s以上の風速若しくは30kg/m²以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有するもの又は構造計算上これらに準ずる機能を有するものであり、導入後は換気装置等の空調装置を備えている温室とする。また、必要に応じて、養液栽培装置、複合環境制御装置、変電施設、集中管理棟、自動カーテン装置、底面給水施設、立体栽培施設、省力かん水施肥装置、点滴かん水施肥装置、隔離ベッド栽培装置、根域制限栽培施設、地中暖房兼土壌消毒装置、多目的細霧冷房施設、栽培用照明装置等の内部施設を装備できるものとし、これら内部施設のみを導入することもできるものとする。

イ 高度環境制御栽培施設

野菜や花き等の周年・計画生産を行うため、高度な環境制御が可能な太陽光利用型又は完全人工光型のシステム本体及びシステムを収容する施設をいう。

導入後の施設は、50m/s以上の風速（過去の最大瞬間風速が50m/s未満の地域にあつては、当該風速とすることができる）若しくは50kg/m²以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有するもの又は構造計算上これらに準ずる機能を有するものとし、必ず複合環境制御装置及び空調施設（暖房又は冷房装置等により1年を通じて気温を生育に最適な条件に制御可能な設備）を装備するものとする。こ

のほか、必要に応じて、栽培用照明装置、養液栽培装置、水源施設、変電施設、集中管理棟、自動天窓開閉装置、自動カーテン装置、自動かん水施肥装置、炭酸ガス発生装置、栽培用架台、育苗装置、無人防除装置、収穫、搬送及び調製の省力化に資する装置等の内部施設を導入できるものとし、これら内部施設のみを導入することもできるものとする。

スプラウト類、リーフレタス類等の周年・計画生産技術が既に広く普及している品目については、生産性や収益性の向上に資する新技術の導入を必須とする。

施設の導入に当たっては、施設費、光熱動力費、資材費等のコスト並びに生産物の販売先、販売単価及び採算性を十分精査し、経営として十分成立し得る生産計画及び販売計画を策定していること。特に、販売計画については、契約等に基づき、販売先及び販売単価が安定的に確保できると見込まれること。少なくとも、事業実施年度又は翌年度の出荷量の過半については、書面契約又は覚書等に基づき、安定的な販売先が確認できること。また、生産計画に関しては、販売単価に応じた生産原価を設定するとともに、研修の実施等、栽培技術の習得に向けた取組が行われている又は行われることが確実であること。

3 機械施設の利用条件

(1) 対象機械の利用条件

リース事業計画に定める対象機械の利用面積は、農業機械化促進法（昭和28年法律第252号）第5条の2に基づき農林水産大臣が定めた高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針に即して、同法第5条の3に基づき都道府県知事が策定した特定高性能農業機械の導入に関する計画（以下「導入計画」という。）に定めた利用規模の下限面積を満たすものであること。ただし、導入計画に定められていない農業機械を導入しようとする場合においては、当該事業実施主体が所在する都道府県からの情報を得て、地方農政局等においてこれを判断するものとする。

(2) 対象施設の利用条件

ア 対象地域

対象施設は、原則として、農用地区域及び生産緑地地区に設置するものとする。

ただし、太陽光利用型植物工場又は完全人工光型植物工場の設置に当たり、地面をコンクリートで地固めする等により農地に形質変更を加える必要がある場合や、コスト縮減を図る観点から、未利用施設又は未利用若しくは自然エネルギーの効率的・効果的な利用を図るために必要な場合にあつては、農用地区域及び生産緑地以外にも設置できるものとする。

イ 農業共済等の積極活用

機械施設利用者は、事業の継続的な効果の発現及び経営の安定を図る観点から、農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく園芸施設共済への加入に努めるものとする。

ウ 園芸用使用済みプラスチック等の適正処理

園芸用使用済みプラスチック等の適正かつ円滑な処理を推進するため、事業実施主体は、事業実施地区等において、「産業廃棄物管理票制度の運用について」（平成13年3月23日付け環産第116号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策

部産業廃棄物課長通知)、「園芸用使用済プラスチック適正処理に関する指導について」(平成7年10月23日付け7食流第4208号農林水産省食品流通局長通知)等に基づき、園芸用使用済プラスチック等の適正処理を推進するための組織的な回収・処理体制の整備がなされるよう努めるものとする。

4 リース契約の条件

本事業の対象とするリース契約(機械施設利用者と当該機械施設利用者が導入する対象機械又は対象施設の賃貸を行う事業者(以下「リース事業者」という。))の2者間で締結するリース物件の賃貸借に関する契約をいう。以下同じ。)は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 第5の2により承認されたリース事業計画に記載された機械施設利用者及び対象機械又は対象施設に係るものであること。
- (2) リース事業者及びリース料が第5の3により決定されたものであること。
- (3) リース期間が4年以上で法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号))に定める耐用年数以内であること。
- (4) 国から他に直接又は間接に補助金等の交付を受け、又は受ける予定がないものであること。

5 リース料助成金の額

(1) リース料助成金の額の計算方法

要綱別表1のVの補助率の欄に掲げる生産局長が別に定める額(以下「リース料助成額」という。)は、対象機械施設ごとに次に掲げる算式により計算し、それぞれ千円未満を切り捨てた額のいずれか小さい額の合計とする。

なお、算式中、リース物件価格及び残存価格は消費税を除く額とし、リース期間は機械施設利用者が機械施設を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を365で除した数値の小数第3位の数字を四捨五入して小数第2位で表した数値とする。

ア リース料助成額＝リース物件価格×(リース期間／法定耐用年数)×1/2以内

イ リース料助成額＝(リース物件価格－残存価格)×1/2以内

(2) リース料助成額の申請上限

リース事業計画において申請することができるリース料助成額の上限(以下「基本上限額」という。)は、農業機械については2,000万円、園芸用施設については1億円とする。ただし、農業機械化促進法第5条の2に基づき農林水産大臣が定めた高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針に即して実用化された対象機械については、基本上限額にかかわらず、別途2,000万円を上限として申請することができるものとする。

第5 事業実施手続等

1 リース事業計画の作成及び提出

- (1) 事業実施主体は、あらかじめ別紙を例として機械施設リース計画の様式を作成し、リース料助成金を受けようとする機械施設利用者に必要な事項を記入させた上で、必要な書類を添えて提出させ、記入内容等について確認するものとする。
- (2) 事業実施主体は、(1)の内容を踏まえて第4の5に定めるリース料助成額を計

算し、別記様式第1号によりリース事業実施計画を作成した上で、都府県にあっては地域センターを、北海道にあっては北海道農政事務所を経由して（地方農政局が所在する府県のうち地域センターの管轄区域以外の区域及び沖縄県にあっては、直接。以下同じ。）、地方農政局長（北海道にあっては生産局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に提出するものとする。

2 リース事業計画の承認

- (1) 地方農政局長は、この要領に掲げる基準等を全て満たし、一体的に実施する地区推進事業の事業実施計画の承認が見込まれる場合、リース事業実施計画の承認を行うものとする。
- (2) 地方農政局長は、(1)の承認を行う場合には、別記様式第3号により当該計画を提出した事業実施主体に対し承認する旨の通知を行うとともに、その他の事業実施主体に対しては、別記様式第3号により承認しない旨の通知を行うものとする。
- (3) 地方農政局長は、(2)の承認の通知に当たっては、地区推進事業の事業実施計画の承認と併せて、通知するものとする。

3 リース事業者等の決定

交付決定後に事業実施主体は、リース事業者に機械施設を納入する事業者を、原則として一般競争入札により選定した上で、機械施設利用者と協議してリース契約を締結するリース事業者及びリース料を決定するものとする。当該決定に際しては、事業実施主体は、事業実施主体及び事業実施主体の構成組織又は機械施設利用者と競争関係にある者に制約を加えることのないよう留意するものとする。

4 交付決定前の事業着手

地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急、かつ、やむを得ない事情があり、交付決定前に事業に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、地方農政局長の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届を別記様式第2号により、地方農政局長に提出するものとする。地方農政局長は、事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。交付決定前に事業に着手する場合であっても、事業実施主体は、事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となった後に着手するものとし、交付決定を受けるまでに生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

また、交付決定前に着手した場合、事業実施主体は、交付申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

5 助成金の支払

事業実施主体は、3の入札結果及びリース契約に基づき機械施設が機械施設利用者に導入され、当該機械施設利用者から助成金の請求があった場合には、借受証の写し及びリース物件の購入価格を証明する書類等により請求内容を確認の上、第3の5の(1)により算定されたリース料助成額の範囲内で、遅滞なく当該機械施設利用者によりリース料助成金を支払うものとする。ただし、当該機械施設利用者がリース料助成金の支払先としてリース事業者を指定した場合にあっては、当該リース事業者に支払うことができるものとする。

6 補助金の管理

事業実施主体は、国から交付された本事業に係る補助金を、事業実施主体に滞留させることなく、機械施設利用者へリース料助成料として、適時適切に支払うよう努めなければならない。また、事業実施主体は本事業に係る補助金を他の補助金、事務費等と区分して管理しなければならない。

7 指導監督

事業実施主体は、本事業の適正な推進が図られるよう、リース期間中にあっては、リース契約書等関係書類の管理を行うとともに、機械施設利用者に対して適正な利用が行われるよう指導し、事業効果の把握に努めるものとする。

また、事業実施主体は、関係書類の整備、機械施設の管理・処分等において適切な措置を講じるよう、十分に指導監督するものとする。

8 助成金の返還等

地方農政局長は、事業実施主体に交付したリース事業に係る助成金に不用額が生じることが明らかになった場合にあっては、助成金の一部若しくは全部を減額し、又は事業実施主体に対し、既に交付された助成金の一部若しくは全部の返還を求めることができるものとする。

また、本事業において導入した機械施設が事業実施計画に従って適正かつ効率的に利用されていないと判断される場合であって、正当な理由がなく、かつ、改善の見込みがないと認められる場合についても同様とする。

第6 事業実施状況の報告等

- 1 要綱第6の1に基づく事業実施状況の報告は、事業実施主体が、事業開始年度から目標年度の前年度において、当該年度における事業の実施状況を、一体的に実施する地区推進事業の規定に定めるところにより報告に係る年度の翌年度の7月末日までに行うするものとする。

ただし、リース事業の1年目であって、当該事業実施主体が行う全ての機械施設について利用実績がない場合は、その旨の報告を行うものとする。

- 2 地方農政局長は、リース事業の実施状況報告の内容について検討し、事業の成果目標に対して達成が遅れていると判断される場合等には、事業実施主体に対し、成果目標の達成に向けた必要な指導を行うものとする。

第7 事業の評価

リース事業の評価は、各地区の推進事業の評価と一体的に行うものとする。

第8 その他

この要領に定めるもののほか、リース事業の実施につき必要な事項については、生産局長が別に定めるところによるものとする。